

学位申請論文題目：「中国資源税の理論と実際」

論 文 要 約

学位論文申請者 何彦旻 2013年12月2日

持続可能な発展が求められるなか、人間の経済活動と自然とを結ぶシステムのあり方の転換が求められている。元来、経済活動は自然資源の消費と汚染排出を伴う。「経済活動」と「資源」、「環境」の間は、経済活動を軸に考えれば、投入の面では資源問題であり、産出の面では、環境問題となる。したがって、持続可能な発展を実現するには、この投入（資源）と産出（環境）の両面を考慮した経済学的検討と政策の立案、検証が不可欠となる。

とりわけ、石炭を中心とした再生不能資源は、一旦利用されてしまうと再び回復することが困難であり、消費された分だけストック量が減少する。つまり、不可逆性をもつ再生不能資源である。同時に、再生不能資源の生産や加工、消費に伴う外部性を引き起こす。

再生不能資源に課される資源税は、再生不能資源の最適利用を実現するための公的介入手段であり、同時に再生不能資源と人工資本との間の代替可能性を実現するための財源調達手段であり、さらに、再生不能資源の開発利用に伴う環境負荷の排出抑制のための政策手段とされている。今日、アメリカや中国をはじめ、多くの資源生産国では、鉱業企業に対して、資源の採掘段階から一般法人税や一般消費税のほか、従量もしくは従価税や超過利潤税といった特別税措置が講じられている。

中国の資源税制度は、『資源税条例(草案)』（国発, 1984:125号文書）が公布され、1984年10月1日から施行されはじめた。中国国内で原油や天然ガス、石炭、金属鉱製品およびその他の非金属鉱製品を開発する企業と個人に対して、資源販売量に応じて課税し、徴収する制度である。本論文は、再生不能資源課税制度の役割と制度設計および得られる効果について、中国資源税制度を事例に理論的・実証的に解明しようとしたものである。

本論文は、次の章で構成されている。序章では、資源税に関する理論的系譜を整理したうえで、資源税の定義を示し、先行研究を踏まえ、本論文の研究課題と意義を明らかにした。第1章では、中国の再生不能資源関連税制について考察し、中国資源関連税制の機能と役割を検討した。さらに、資源税の再生不能資源の理論的な枠組みにおける位置づけを明確にした。第2章では、中国資源税制度の導入からの変遷過程を整理するとともに、中国の経済発展と経済体制の移行に伴い、資源税の機能がいかに変化したかを考察した。1993年以降の資源税制度は、政府の財源調達手段の一つとして、地方財政基盤の強化に役立ち、分税制の実施にも寄与しただけではなく、財政基盤が脆弱であり、豊富な鉱物資源を有す

る一部の地方政府にとっては重要な収入源ともなっていた。中国の資源税制度は、資源の採掘量を抑制する役割を果たすための租税というよりは、むしろ地域間の財政調整の役割を一部担わせていた租税であると評価した。第3章では、新疆における2010年の資源税制改革を事例に、改革による資源採掘の抑制効果と税収効果について検討した。税制改革は、採掘企業に採掘量削減へのインセンティブを与えた。同時に、新疆の自治区レベルと下位の自治州や地区の財政基盤の強化にも資した。しかし、鉱物資源には偏在性があるため、資源税制改革によって自治区内の地域間における財政収入格差は拡大したことを検証した。第4章では、規範的な財政連邦主義の理論に基づき、鉱物資源管理をめぐる中国の政府間租税関係と資源税について考察を行い、中国の資源税の課税権限と税収配分のあり方について検討した。中国の資源税制度における中央と省の間の租税関係は規範的な財政連邦主義の理論とは似て非なるものであることが明らかになった。第5章では、アメリカの採掘税、カナダの鉱業税、日本の鉱産税について、それぞれの鉱物資源課税対象と課税方式、税率、税収の使途を中心に中国の資源税と比較分析した。各国の鉱物資源税制度には一定の共通点があると同時に、異なる特徴が見られた。とりわけ、実際の各国の鉱物資源税制は、規範的な財政理論では望ましいとされている財政構造に基づいて、政府間の課税権限、税源の配分を決めているわけではないことを明らかにした。また、日本や中国のような集権的な単一制国家と比べて、カナダやアメリカのような分権的な連邦制国家は、中央の関与が低く、自律性の高い税制であるため、鉱物資源税制においても、より多様な一面を持つことが明らかにした。終章は、本論文のまとめである。